

答申第 105 号

個人審議第 4 号

令和 4 年 8 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県個人情報保護審議会  
会長 須 山 通 治



個人情報保護条例の改正について (答申)

令和 4 年 8 月 19 日付け総務第 93 号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申する。

【事務局】

総務部総務室 情報公開担当

主事 千原 悟

電話：019-629-5055

FAX：019-629-5064

( 別 紙 )

## 個人情報保護制度条例の改正について（答申）

### 1 はじめに

#### (1) 本県の個人情報保護条例について

情報通信技術の活用による大量かつ多様な個人情報の流通・蓄積・利用、個人ニーズの事業等への的確な反映や迅速なサービス等の提供など、急速なネットワーク化が進む現代社会において、個人情報は、事業活動や県民生活の面で欠かせないものとなっている反面、その取扱いの態様によっては、個人の権利利益を損なうおそれが増大している。

本県の個人情報保護条例は、こうした個人の権利利益が損なわれるおそれやそれに対する県民等の不安に対処し、プライバシーを代表とする個人の人格的な利益その他の権利利益を適切に保護するため、平成13年に制定・施行されたものであり、個人情報の収集、利用及び提供、管理など個人情報の取扱い全般にわたって、自己に関する情報の流れをコントロールすることができるよう適切なルールを定めているものである。

本条例制定後においても、他の地方公共団体の条例や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の保護措置等も踏まえつつ、本県固有の状況及び社会情勢の変化に応じた独自の保護措置を検討・実施・蓄積するとともに、県民との間に確かな信頼関係を築いてきたところである。

#### (2) 当審議会への諮問について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、施行期日が令和5年4月1日とされ、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じた。

このため、令和4年8月19日、知事から当審議会へ、個人情報保護条例第65条第1項の規定に基づき、条例改正の方向性についての諮問がなされた。

条例改正に係る主な検討事項は、次のとおりである。

#### ア 本県独自の請求権等について

##### ① 死者に関する情報（新法第2条第1項関係）

現行条例における個人情報には死者に関する情報を含むが、改正後の個人情報保護法（以下「新法」という。）では個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、ガイドラインにおいて、死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされたことを受け、本県においてどのように対応すべきか。

##### ② 是正申出制度、口頭開示請求

ガイドライン等において、本県独自の制度である是正申出制度、口頭開示請求について条例上規定することは、法の趣旨及び解釈等に照らして許容されないとされたことを受け、本県においてどのように対応すべきか。

## イ 本県独自の保護措置等について

### ① 要配慮個人情報の収集の原則禁止、本人からの直接収集の原則、目的外の利用・提供の原則禁止、オンライン結合の原則禁止等（新法第 61・62 条、第 69 条第 2 項関係）

新法においては、要配慮個人情報の収集の原則禁止及びオンライン結合の原則禁止に係る規定が設けられていないことに加え、本人からの直接収集の原則及び目的外の利用・提供の原則禁止については、収集・利用・提供等の要件が条例より緩和されているが、ガイドラインにおいて、これらの保護措置を条例上規定することや、これらの事項について審議会に諮問することは許容されないとしている。

特段の措置を講ずることなく新制度に移行した場合、保護水準の低下を招く恐れがあるため、課題に対応した措置の検討を要する。

### ② 個人情報保護審議会の権能（新法第 129 条関係）

新法により、個人情報審議会における調査審議事項が、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき」に限定されたところであるが、個人情報保護制度の適正運用の確保のため、審議会の権能の維持の要否を検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、相互に密接に関連する個人情報保護審査会及び情報公開審査会との統合も含め、検討を要する。

## ウ 開示等の手続

### ① 開示等の決定期限（新法第 83 条関係）

現行条例における開示等の決定期限は「15 日以内」であるが、新法により、条例で「30 日以内」の期間を設定することが許容されていることを受け、条例上どの程度の期限を設定すべきか。

### ② 手数料（新法第 89 条、第 119 条関係）

新法により、開示手数料（※現行では条例に規定はなく実費を徴収）及び行政機関等匿名加工情報手数料については、条例に定めるところによることとされたことを受け、本県においてどのように手数料を設定すべきか。

## (3) 答申に向けての審議について

知事からの諮問を受け、当審議会では、令和 4 年 7 月から 8 月にかけて、2 回にわたり審議会を開催し、審議を重ねた。

対応の方向性の検討に当たっては、県民の個人情報の保護という観点を重視し、複数人の学識経験者や先進県からの意見聴取の結果、個人情報保護委員会に対する個別照会の回答結果等も踏まえて、慎重に審議を進めた。

そして、令和 4 年 8 月 26 日、諮問があった項目について、次のとおり、当審議会の意見の取りまとめを行った。

## 2 主な検討事項に係る審議会の意見

### (1) 本県独自の請求権等について

#### ア 死者に関する情報（新法第2条第1項関係）

新法においては、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合、当該遺族の個人情報として開示が認められるが、死者本人の生前の名誉に関わる情報や、自死した子の学校での生活状況など、遺族等の個人情報に該当しない事例については、開示請求が認められないケースが考えられる。

しかし、このような情報は、遺族等にとっては自らの個人情報と同視し得るほど重要かつ切実なものである場合もあると考えられ、従前どおり開示請求権を認めることが、遺族等の権利利益の保護のために必要であると考えられる。

以上のことから、死者に関する情報については、個人情報とは明確に区分した上で、その保護に係る制度を維持することを検討する必要があると考える。

なお、事実婚の関係にある者や、同性同士のパートナーの関係にある者など、戸籍上の親族又は姻族には当たらない者に対しても請求権を認めることについて、前向きな議論を進めていただきたい。

#### イ 是正申出制度、口頭開示請求

##### ① 是正申出制度

新法においては、是正申出に係る規定は設けられていないが、ガイドライン等において、是正申出制度を条例化することは、法の規定する訂正請求権等に重複し、法に抵触するとの理由から許容されないとしている。

是正申出は、実際上の効果として、個人情報保護制度全体の改善に結びつくことも期待できるものであるが、本県においては低利用の制度であり、制度化以降、有効な申出がされた実績もない。

以上のことから、是正申出については、制度の要否について、これまでの運用実態も踏まえながら検討する必要があると考える。

##### ② 口頭開示請求

口頭開示請求については、新法において、開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならないこととされ、従来のように口頭による開示請求を条例上の請求権として認めることはできなくなる。

しかし、通常の手続きによる開示請求は引き続き可能であって、開示請求権自体が狭められるものではなく、任意の口頭による情報提供制度のような代替措置によっても、県民サービスは維持され、改正による影響を最小限に抑えることが可能であると考えられる。

以上のことから、口頭開示請求については、条例の規定によらず、要綱等による任意の本人への口頭による情報提供制度を設けることも含め検討する必要があると考える。

## (2) 本県独自の保護措置について

### ア 要配慮個人情報の収集の原則禁止、本人からの直接収集の原則、目的外の利用・提供の原則禁止、オンライン結合の原則禁止等（新法第 61・62 条、第 69 条第 2 項関係）

新法においては、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されないとされるとともに、地方公共団体において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という新法の趣旨及び解釈に反し、許容されないとされ、本県独自の保護措置である要配慮個人情報の収集の原則禁止等について、条例上規定すること及び例外事項について個人情報審議会に諮問することができないこととされた。

しかし、これらの本県独自の保護措置は、個人の権利利益の侵害や回復不能の事態が生じるおそれの未然防止や、これらに関する県民等の不安解消に資するものであり、さらに、個人情報審議会は、これらの保護措置の例外について慎重に判断し、個人情報保護の適正な運用を担保する機能を果たしてきたところであり、現行規定を維持することができない場合、結果的には個人情報保護の切り下げとなる。

以上のことから、これらの本県独自の保護措置については、法の規定の範囲内で、適正な個人情報の取扱いが維持できるよう、条例等に必要な規定を設けることを検討する必要があると考える。

### イ 個人情報保護審議会の権能（新法第 129 条関係）

新法においては、審議会への諮問事項を、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限定するとともに、ガイドラインにおいて、地方公共団体が個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という新法の趣旨及び解釈に反するとして、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされ、審議会の権限が大幅に制限されることとなった。

しかし、原則公開で行われる審議会における審議は、個人情報保護施策の透明性を確保し、説明責任を履行する機能を担うなど、個人情報保護の制度的保障としての意味合いをも有しているため、これまでの県の施策との継続性を確保し、今後も個人の権利利益の保護を図っていくためにも、審議会は引き続き重要な役割を果たすものと考えられる。

審議会の権限が大幅に制限されることを考慮すれば、本県の個人情報保護審議会、個人情報保護審査会及び情報公開審査会を統合して存続するという方法が考えられ、その場合、各委員に求められる知見・専門性や業務内容の類似性・親和性が高く、横断的で統一性のある判断が可能となるという利点が想定される。

以上のことから、個人情報保護審議会の権能については、必要に応じて、個人情報保護審査会及び情報公開審査会と統合することの可否も含め、十分な検討を行う必要があると考える。

### (3) 開示等の手続

#### ア 開示等の決定期限（新法第 83 条関係）

新法においては、開示等の請求の処理期限を、条例により法の規定の範囲内である 30 日間より短い期限に設定することが許容される。

本県の現行条例においては、開示決定等は開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない旨規定するが、法の規定通りの期限とした場合、県民サービスの低下が懸念されるどころ、当該期限を延長しなければならないような実務上の不都合は確認されていない。

以上のことから、開示等の決定期限については、現行条例の取扱いを維持することが適当であると考ええる。

#### イ 手数料（新法第 89 条、第 119 条関係）

##### ① 開示請求者の手数料

開示請求者の手数料については、新法において、公平負担の観点から適切かつできるだけ利用しやすい額とすることとされ、具体的な金額は、実費の範囲内において条例で定めることとされている。

本県においては、現在、開示等に関する事務において、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等の開示請求処理及び開示実施事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付費用等のさまざまなコストが生じているのが実情であると認められる。

法適用に際し、開示請求者の手数料については、次の事項を十分に考慮しつつ、条例上、実費の範囲内で適切に算定した費用を再積算する余地があると考ええる。なお、検討する場合は、類似又は近接する制度である情報公開条例の規定に基づく開示等の費用についても併せて行うことが適当であると考ええる。

- ・ 県民サービスの負担増を求めるか否か
- ・ 請求者以外の県民との公平負担の観点
- ・ 1 件 300 円と設定している国の取扱いとの均衡
- ・ 他都道府県の多数が、本県の現行取扱いと同様の「実費相当」を改正後の条例における手数料とする方針であること。

##### ② 行政機関等匿名加工情報の手数料

行政機関等匿名加工情報の手数料については、新法において、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないとされている。

現行条例には当該手数料に係る規定はないが、新法により新設された制度であり、法と異なる対応をとる理由はなく、政令で定める額を手数料とした場合の支障も想定されない。

以上のことから、行政機関等匿名加工情報の手数料については、標準として示される政令で定める額を踏まえ、検討する必要があると考ええる。

### 3 おわりに

デジタル社会形成整備法により、地方自治体の個人情報保護制度についても、統合後の法律により全国的な共通ルールに規律されるとともに、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされたことから、本県の個人情報保護制度も多大な影響を受け、今回、大幅な見直しを行うこととなった。

もとより、県には、法改正後も県民の権利利益の保護という役割を引き続き果たしていく責務があり、今後の制度運用に当たっても、個人の権利利益の保護という新法の主目的を踏まえ、このことを最大限に尊重しながら、個人情報の有用性についても配慮していく必要があると考える。

このことから、条例改正の方向性については、基本的には、現行条例を新法の施行に関する条例として見直しつつ、本県独自の請求権や保護措置であって、県民の個人情報の保護や県民サービスの観点から引き続き必要と考えられるものについては、新法との整合性を考慮しつつ、必要に応じて、別途制度を設けて維持するなど、県民に対する影響や支障を可能な限り最低限にとどめる内容となることが望ましい。

また、今後の制度運用に当たっても、必要に応じて制度の見直しを検討するなど、常に本県にとって最善となる運用を模索していくことが求められると考える。

県においては、新法の規律を尊重し、新法との整合性に十分留意しつつ、個人の権利利益の保護に最大限の配慮をすることを前提としたうえで、県民の権利利益を不当に損なうようなことのないよう、今後とも、県民の個人情報の保護のため適切かつ積極的に対応していくことを期待する旨、ここに付言する。